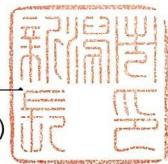




新環対第340号
令和3年6月17日

新潟市長 中原 八一 様
(環境部循環社会推進課)

新潟市長 中原 八一
(環境部環境対策課)



新潟市新焼却施設整備に係る計画段階環境配慮計画書に対する意見について（通知）

令和3年1月18日付けで送付のあった標記配慮計画書について、新潟市環境影響評価条例第6条の4第1項の規定に基づき、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業に係る施設の配置及び構造その他の事業計画並びに環境影響評価の手法に反映させるよう、留意すべきである。

1 総括的事項

- (1) 当該事業は、事業実施想定区域の周辺に住宅地が存在していることを鑑みて、事業の実施にあたっては周辺の生活環境について十分に配慮すること。
- (2) 廃棄物焼却施設の統合に伴う温室効果ガス排出量の削減について、焼却施設の稼働のみならず、ごみの収集運搬による排出量の影響も含めて明らかにすること。
- (3) 本配慮書においては、燃焼炉の処理方式が選定されていないが、選定にあたっては温室効果ガスなどの環境影響について考慮し、工事や供用時における環境配慮項目について適切に予測・評価を行い、分かりやすい記載に留意すること。
- (4) 今回の新焼却施設整備事業は、既存焼却施設の更新であり、事業実施想定区域内の既存焼却施設の解体が想定されることから、解体工事に関する環境影響についても十分に配慮すること。

2 個別事項

- (1) 騒音について
 - ・事業特性を踏まえたうえで、適切な騒音発生源等のデータを用いて予測・評価を行うこと。

(2) 景観について

- ・当該事業は、焼却施設更新の事業であるが、既存施設と新設施設が長期間共存する場合はその影響についても把握に努めること。
- ・新設施設の形態や意匠、色彩については、新潟市景観計画の景観形成基準に基づき周辺風景との調和を図るよう配慮すること。

(3) 温室効果ガスについて

- ・本市は、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指すことを表明している。省エネ・再エネに積極的に取り組むなど、公共施設として可能な限り温室効果ガス排出量の削減に努めること。

3 その他事項

(1) 環境影響評価方法書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、わかりやすい図書となるよう留意すること。